

平成23年 公法系科目第1問

〔第1問〕（配点：100）

インターネット上で地図を提供している複数の会社は、公道から当該地域の風景を撮影した画像をインターネットで見ることができる機能に基づくサービスを提供している。ユーザーが地図上の任意の地点を選びクリックすると、路上風景のパノラマ画像（以下「Z機能画像」という。）に切り替わる。

Z機能画像は、どの会社の場合もほぼ共通した方法で撮影されている。公道を走る自動車の屋根に高さ2メートル80センチ前後（地上約4メートル）の位置にカメラを取付け、3次元方向のほぼ全周（水平方向360度、上下方向290度）を撮影している。そのために、Z機能画像では、路上にいる人の顔、通行している車のナンバーや家の表札も映し出される。さらに、各家の塀を越えた高さから撮影するので、庭にいる人や庭にある物ばかりでなく、家の中の様子までもが映し出される場合がある。また、上下方向290度を撮影していることから、マンションの上の方の階のベランダにいる人やそこに置いてある物も映し出される場合がある。これにより個人が特定され得るばかりでなく、庭、ベランダ、室内等に置いてある物から、そこに住む人の家族構成や生活ぶりが推測され得る。さらに、このような情報は、犯罪を企む者に悪用されるおそれもあり得る。しかしながら、会社側は、事前にZ機能画像の撮影日時や場所を住民に周知する措置を採っていなかった。

インターネット上で提供されるZ機能画像が惹起するプライバシーの問題に関して、会社側は、基本的には、公道から見えているものを映しているだけであり、言わば誰もが見ることでできるものなので、プライバシー侵害とはいえない、と主張している。特にX社は、以下のように、より積極的にZ機能画像が提供する情報の価値を主張している。まず、その情報は、ユーザー自身がそこを実際に歩いている感覚で画像を見ることができるので、ユーザーの利便性の向上に役立つ。また、それは、不動産広告が誇大広告であるか否かを画像を見て確かめることによって詐欺被害を未然に防止できるなど、社会的意義を有する。

ところで、Z機能画像をめぐるのは、個人を特定されないことや生活ぶりをのぞかれないことをめぐる問題ばかりでなく、次のような問題も生じている。Z機能画像には、公道上であっても、その場所にいることやそこでの行動を知られたくない人にとっては、公開されたくない画像が大量に含まれている。また、ドメスティック・バイオレンスからの保護施設など、公開されては困る施設も映されている。加えて、路上や公園で遊ぶ子供が映されていることで、誘拐等の誘因になるのではないかと案ずる親もいる。さらに、インターネット上に公開されたZ機能画像の第三者による二次的利用が、頻繁に見られるようになっている。

こういう中、Z機能画像をインターネット上に提供することの中止を求める声が高まってきた。

20**年に、国会は、「特定地図検索システムによる情報の提供に伴う国民の被害の防止及び回復に関する法律」（以下「法」という。）を制定した【参考資料】。法は、システム提供者に対し、Z機能画像をインターネット上に掲載する前に、A大臣に届け出ることを求めている（法第6条参照）。また、法は、システム提供者が遵守すべき事項を規定している（法第7条参照）。A大臣は、Z機能画像の提供によって被害を受けた者からの申立てがあったときは、法に定める手続に従って被害の回復のための措置を講じることとされている（法第8条参照）。

法が制定されてから、多くの会社は、法の定める遵守事項を守り、また個別の苦情に応じて必要な修正を施している。X社も、人の顔や表札など特定個人を識別することのできる情報と車のナンバープレートについてはマスキングを施し、車載カメラの高さも法が定める高さに改めた。しかし、X社

は、家の中の様子など生活ぶりがうかがえるような画像については、法で具体的に明記されていないとして、修正しなかった。数件の申立てに応じて、X社に対して、そのような画像に必要な修正をすることを求める改善勧告がなされた。しかし、X社は、それらの修正を行わなかった。その結果、X社は、A大臣から、行政手続法の定める手続に従って、特定地図検索システムの提供の中止命令を受けた。

〔設問 1〕

あなたがX社から依頼を受けた弁護士である場合、どのような訴訟を提起するか。そして、その訴訟において、どのような憲法上の主張を行うか。憲法上の問題ごとに、その主張内容を書きなさい。

〔設問 2〕

設問 1 における憲法上の主張に関するあなた自身の見解を、被告側の反論を想定しつつ、述べなさい。

【参考資料】 特定地図検索システムによる情報の提供に伴う国民の被害の防止及び回復に関する法律

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、特定地図検索システムによる情報の提供が、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴うコンテンツに対する需要の高度化及び多様化に対応した利用者の利便の増進に寄与するものであることに留意しつつ、当該情報の提供に伴い個人に関する情報が公にされることによる被害から適確に国民を保護することの緊要性に鑑み、当該被害の防止及び回復に関し、基本理念を定め、国及びシステム提供者の責務を明らかにするとともに、システム提供者の遵守事項、被害回復のための措置、被害回復委員会の設置その他必要な事項を定めることにより、国民生活の安全と平穩の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定地図検索システムインターネットを通じて不特定又は多数の者に提供される地図に関する情報の検索システムであって、文字、記号その他の符号又は航空写真を用いて表現される情報提供の機能を補完するための機能として、画像の情報を提供するZ機能を有するものをいう。
- 二 Z機能地図に対応する道路、建築物、工作物等及びその周辺の状況を路上等を移動する車両に設置した水平方向に360度回転するカメラにより撮影した画像の情報を、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）によりインターネットを通じて不特定又は多数の者に提供するための機能をいう。
- 三 システム提供者インターネットを通じて特定地図検索システムを提供する事業を営む者をいう。
- 四 個人識別情報個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 五 個人自動車登録番号等個人の所有する自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号又は車両番号をいう。

六 個人権利利益侵害情報個人識別情報及び個人自動車登録番号等以外の個人に関する情報であつて、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 特定地図検索システムによる情報の提供に伴う国民の被害の防止及び回復のために講ずべき措置は、Z機能の特性に鑑み、当該情報の提供が国民の生活の安全と平穩に重大な被害を及ぼすおそれがあり、かつ、国民自らその被害を回復することが著しく困難であることを踏まえ、国の関与により、その被害を適確に防止するとともに、現に発生している被害を迅速に回復することが極めて重要であるという基本的認識の下に、行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、特定地図検索システムによる情報の提供に伴う国民の被害の防止及び回復に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(システム提供者の責務)

第5条 システム提供者は、特定地図検索システムによる情報の提供に伴う国民の被害の防止及び回復について第一義的責任を有していることを認識し、その提供すべき画像の撮影及び編集、インターネットによる当該情報の公開及び管理その他の各段階において、自らその被害の防止及び回復のために必要な措置を講じる責務を有する。

第2章 被害の防止及び回復に関する措置

(提供開始の届出)

第6条 システム提供者は、インターネットにより特定地図検索システムを提供しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容をA大臣に届け出なければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(遵守すべき事項)

第7条 システム提供者は、特定地図検索システムによる情報の提供に伴う国民の被害の防止及び回復のために必要な次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 提供すべき画像の撮影に当たっては、これに用いるカメラを地上から1メートル60センチメートルの高さを超える位置に設置してはならないこと。
- 二 提供すべき画像に個人識別情報若しくは個人自動車登録番号等又は個人権利利益侵害情報が含まれている場合には、特定の個人若しくは個人自動車登録番号等を識別することができないよう、又は個人の権利利益を害するおそれをなくすよう、画像の修正その他の改善のために必要な措置をとらなければならないこと。
- 三 インターネットにより提供した画像に個人識別情報若しくは個人自動車登録番号等又は個人権利利益侵害情報が含まれていたことが判明した場合には、特定の個人若しくは個人自動車登録番号等を識別することができないよう、又は個人の権利利益を害するおそれをなくすよう、画像の修正その他の改善のために必要な措置をとらなければならないこと。この場合において、改善のために必要な措置をとることができないときは、インターネットによる特定地図検索システムの提供を中止しなければならないこと。
- 四 提供すべき画像の撮影又はインターネットにより画像を提供するに当たっては、適時かつ適切な方法で、対象となる地域の住民に対する周知の措置を講じるよう努めること。
- 五 特定地図検索システムによる情報の提供に伴う被害に関し、苦情等の申出があった場合には、当該申出に対し適切な措置を講じるよう努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、特定地図検索システムによる情報の提供に伴う国民の被害の防止

及び回復のために必要な事項として政令で定めるもの

(被害回復措置)

第8条 A大臣は、特定地図検索システムによる情報の提供により被害を受けた者から申立てがあったときは、措置を講じる必要が明らかでないことを認める場合を除き、当該申立てに係る被害及びこれと同種の被害を回復するために必要な措置について、被害回復委員会に諮問しなければならない。

2 A大臣は、前項の規定による諮問に対する答申があった場合において、同項の申立てに係る被害及びこれと同種の被害を回復するため必要があると認めるときは、システム提供者に対し、画像の修正その他の提供に係る情報の改善のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

3 A大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、第1項の申立てに係る被害及びこれと同種の被害を回復するため特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置の実施又はインターネットによる特定地図検索システムの提供の中止を命ずることができる。

4 A大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第3章 被害回復委員会

(委員会の設置)

第9条 A省に、被害回復委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第8条第1項の規定による諮問に応じて、調査審議し、A大臣に対し、必要な答申をすること。
- 二 特定地図検索システムによる情報の提供に伴う国民の被害の防止及び回復のために国が講ずべき施策について、A大臣に意見を述べること。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、A大臣に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 A大臣は、第1項第一号の答申に基づき講じた措置について、委員会に報告しなければならない。

(組織等)

第11条 委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、A大臣が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。

4 その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

平成21年 公法系科目第1問

〔第1問〕（配点：100）

遺伝子は、細胞を作るためのタンパク質の設計図である。人間には約2万5000個の遺伝子があると推測されている。遺伝情報は、子孫に受け継がれ得る情報で、個人の遺伝的特質及び体質を示すものであるが、その基になる遺伝子に係る情報は、当該個人にとって極めて機微に係る情報である。遺伝子には、すべての人間に共通な生存に不可欠な部分と、個人にオリジナルの部分とがある。もし生存に不可欠な遺伝子が異常になると、細胞や体の働きが損なわれるので、その個体は病気になることもある。既に多数の遺伝子疾患が知られており、また、高血圧などの生活習慣病や癌、そして神経難病なども遺伝子の影響を受けることが解明されつつある。

遺伝子治療とは、生命活動の根幹である遺伝子を制御する治療法であり、正常な遺伝子を細胞に補ったり、遺伝子の欠陥を修復・修正することで病気を治療する手法である。遺伝子治療の実用化のためには、動物実験の次の段階として、人間を対象とした臨床研究も必要である。遺伝子治療においては、まず、当該疾患をもたらしている遺伝子の異常がどこで起こっているかなどについて調べる必要がある。それを確定するためには、遺伝にかかわるので、本人だけではなく、家族の遺伝子も検査する必要がある。遺伝子治療は、難病の治療のための新たな可能性を有する治療法ではあるが、安全性という点でなお不十分な面があるし、未知の部分もある。例えば、治療用の正常な遺伝子の導入が適切に行われないと、癌抑制遺伝子等の有益な遺伝子を壊すことがある。さらに、遺伝子という生命の根幹にかかわる点で、遺伝子治療によって「生命の有り様」を人間が変えることにもなり得るなど、遺伝子治療それ自体をめぐる様々なレベルで議論されている。

【注：本問では、遺伝子治療に関する知見は以上の記述を前提とすること。】

政府は、遺伝子を人為的に組み換えたり、それを生殖細胞に移入したりして操作することには人間を改造する危険性もあるが、研究活動は研究者の自由な発想を重視して本来自由に行われるべきであることを考慮し、研究者の自主性や倫理観を尊重した柔軟な規制の形態が望ましいとして、罰則を伴った法律による規制という方式を採らなかった。2002年に、文部科学省及び厚生労働省が共同して、制裁規定を一切含まない「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（2004年に全部改正され、2008年に一部改正された【参考資料1】。以下「本指針」という。）を制定した。こうして、遺伝子治療の臨床研究（以下「遺伝子治療臨床研究」という。）について研究者が遵守すべき指針が定められ、大学や研究所に設置される審査委員会で審査・承認を受けた後、さらに文部科学省・厚生労働省で審査・承認されて研究が行われている。

2009年に、国立大学法人A大学医学部B教授らのグループによる遺伝子治療臨床研究において、被験者が一人死亡する事故が起きた。また、遺伝子に係る情報の漏洩事件も複数起きた。そこで、同年、Y県立大学医学部は、「審査委員会規則」を改正し、専門機関としてより高度の倫理性と責任性を持つべきであるとして、遺伝子治療臨床研究によって重大な事態が生じたときには当該研究の中止を命ずることができるようにした【参考資料2】。さらに、同医学部は、「遺伝子情報保護規則」【参考資料3】を新たに定め、匿名化（その個人情報から個人を識別する情報の全部又は一部を取り除き、代わりに当該個人情報の提供者とかかわりのない符号又は番号を付すことをいう。）されておらず、特定の個人と結び付いた形で保持されている遺伝子に係る情報について規律した。当該規則は、本人の求めがある場合でも、「遺伝子治療の対象である疾病の原因となる遺伝子情報」以外の開示を禁止している。その理由は、すべての遺伝子に係る情報を開示することが本人に与えるマイナスの影響を考慮したからである。また、当該規則は、被験者ばかりでなく、遺伝子検査・診断を受けたすべての人の遺伝子に係る情報を第三者に開示することを禁止している。その理由は、その開示によって生じ

るかもしれない様々な問題の発生等を考慮したからである。

Y県立大学医学部の、X教授を代表者とする遺伝子治療臨床研究グループは、2003年以来難病性疾患に関する従来の治療法の問題点を解決する新規治療法の開発を目的として、動物による実験を行ってきた。201※年に、X教授のグループは、X教授を総括責任者とし、本指針が定める手続に従って、遺伝子治療臨床研究（以下「本研究」という。）を実施することの承認を受けた。X教授は、難病治療のために来院したCを診断したところ、Cの難病の原因は遺伝子に関係する可能性が極めて高いと判断した。Cは成人であるので、X教授は、Cの同意を得てその遺伝子を検査した。さらに、X教授はCに、家族全員（父、母、兄及び姉）の遺伝子も検査する必要があることを説明し、その家族4人からそれぞれ同意を得た上で、4人の遺伝子も検査した。その結果、Cの難病が遺伝子の異常によるものであることが判明した。X教授は、動物実験で有効であった遺伝子治療法の被験者としてCが適切であると考え、Cに対し、遺伝子治療を行う必要性等、本指針が定める説明をすべて行った。説明を受けた後、Cは、本研究の被験者となることを受諾する条件として、自己ばかりでなくその家族4人の遺伝子に係るすべての情報の開示をX教授に求めた。X教授は、Cの求めに応じて、C以外の家族4人の同意を得ずに、C自身及びその家族4人の遺伝子に係るすべての情報をCに伝えた。Cは、本研究の被験者になることに同意する文書を提出した。

Cを被験者とする本研究が実施されたが、その過程で全く予測し得なかった問題が生じ、Cは重体に陥り、そのため、Cに対する本研究は続けることができなくなった（その後、Cは回復した。）。

Y県立大学医学部長は、定められた手続に従い慎重に審査した上で、X教授らによる本研究の中止を命じた。その後、この問題を契機として調査したところ、「遺伝子情報保護規則」に違反する行為が明らかとなった。任命権者である学長は、X教授によるCへのC自身及びその家族4人の遺伝子に係る情報の開示が「遺伝子情報保護規則」に違反していることを理由に、X教授を1か月の停職処分にした。

〔設問1〕

X教授は、本研究の中止命令（注：行政組織内部の職務命令自体の処分性については、本問では処分性があるものとする。）の取消しを求めて訴訟を提起することにした。あなたがX教授から依頼を受けた弁護士であったならば、憲法上の問題についてどのような主張を行うか述べなさい。

そして、大学側の処分を正当化する主張を想定しながら、あなた自身の結論及び理由を述べなさい。

〔設問2〕

X教授は、遺伝子に係る情報の開示（注：個人情報に関する法令や条例との関係については、本問では論じる必要はない。）に関する1か月の停職処分の取消しを求めて訴訟を提起することにした。あなたがX教授から依頼を受けた弁護士であったならば、憲法上の問題についてどのような主張を行うか述べなさい。

そして、大学側の処分を正当化する主張を想定しながら、あなた自身の結論及び理由を述べなさい。

【参考資料1】

文部科学省／厚生労働省「遺伝子治療臨床研究に関する指針」平成14年3月27日

（平成16年12月28日全部改正；平成20年12月1日一部改正）（抄録）

第一 目的

この指針は、遺伝子治療の臨床研究（以下「遺伝子治療臨床研究」という。）に関し遵守すべき事項を定め、もって遺伝子治療臨床研究の医療上の有用性及び倫理性を確保し、社会に開かれた形での適正な実施を図ることを目的とする。

第二 定義

- 一 この指針において「遺伝子治療」とは、疾病の治療を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞を人の体内に投与すること及び二に定める遺伝子標識をいう。
- 二 この指針において「遺伝子標識」とは、疾病の治療法の開発を目的として標識とする遺伝子又は標識となる遺伝子を導入した細胞を人の体内に投与することをいう。
- 三 この指針において「研究者」とは、遺伝子治療臨床研究を実施する者をいう。
- 四 この指針において「総括責任者」とは、遺伝子治療臨床研究を実施する研究者に必要な指示を行うほか、遺伝子治療臨床研究を総括する立場にある研究者をいう。
- 五～九（略）

第三～第五（略）

第六 生殖細胞等の遺伝的改変の禁止

人の生殖細胞又は胚（一の細胞又は細胞群であって、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。以下同じ。）の遺伝的改変を目的とした遺伝子治療臨床研究及び人の生殖細胞又は胚の遺伝的改変をもたらすおそれのある遺伝子治療臨床研究は、行ってはならない。

第七 適切な説明に基づく被験者の同意の確保

遺伝子治療臨床研究は、適切な説明に基づく被験者の同意（インフォームド・コンセント）が確実に確保されて実施されなければならない。

第八（略）

第二章 被験者の人権保護

第一（略）

第二 被験者の同意

- 一 総括責任者又は総括責任者の指示を受けた医師である研究者（以下「総括責任者等」という。）は、遺伝子治療臨床研究の実施に際し、第三に掲げる説明事項を被験者に説明し、文書により自由意思による同意を得なければならない。
- 二 同意能力を欠く等被験者本人の同意を得ることが困難であるが、遺伝子治療臨床研究を実施することが被験者にとって有用であることが十分に予測される場合には、審査委員会の審査を受けた上で、当該被験者の法定代理人等被験者の意思及び利益を代弁できると考えられる者（以下「代

諾者」という。)の文書による同意を得るものとする。この場合においては、当該同意に関する記録及び同意者と当該被験者の関係を示す記録を残さなければならない。

第三 被験者に対する説明事項

総括責任者等は、第二の同意を得るに当たり次のすべての事項を被験者（第二の二に該当する場合にあつては、代諾者）に対し十分な理解が得られるよう可能な限り平易な用語を用いて説明しなければならない。

- 一 遺伝子治療臨床研究の目的、意義及び方法
- 二 遺伝子治療臨床研究を実施する機関名
- 三 遺伝子治療臨床研究により予期される効果及び危険
- 四 他の治療法の有無、内容並びに当該治療法により予期される効果及び危険
- 五 被験者が遺伝子治療臨床研究の実施に同意しない場合であっても何ら不利益を受けることはないこと。
- 六 被験者が遺伝子治療臨床研究の実施に同意した場合であっても随時これを撤回できること。
- 七 個人情報保護に関し必要な事項
- 八 その他被験者の人権の保護に関し必要な事項
(以下略)

【参考資料 2】

Y 県立大学医学部「審査委員会規則」

第 1 条～第 7 条（略）

第 8 条 医学部長は、被験者の死亡その他遺伝子治療臨床研究により重大な事態が生じたときは、総括責任者に対し、遺伝子治療臨床研究の中止又は変更その他必要な措置を命ずるものとする。
(以下略)

【参考資料 3】

Y 県立大学医学部「遺伝子情報保護規則」

第 1 条 本学部において、遺伝子に係る情報であつて、匿名化されておらず個人を識別することができるもの（以下「遺伝子情報」という。）の取扱いについては、この規則によるものとする。

第 2 条～第 5 条（略）

第 6 条 本学部の教職員は、いかなる理由による場合であっても、遺伝子情報を開示しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総括責任者は、遺伝子検査又は診断を受けた者からの求めがある場合には、遺伝子治療の対象である疾病の原因となる遺伝子情報に限り、本人に開示しなければならない。

(以下略)

話す内容 「法令違憲」と「適用違憲」

受講対象者 初心者（基本）からベテラン（応用）まで。とりわけ、他人から実力者と言われながら、「2000番台で不合格になった受験生」について、「基本を正確に理解した上で表現することできていないことが不合格の原因であること」あるいは「自分の頭で考えることができていないことが不合格の原因であること」を悟ること。

コンセプト 基礎的知識を正確に理解しかつ表現することを確認した上で、平成23年度本試験問題（応用）を、自分の頭で考える（現場思考）。これは、脱正解志向を意味する。

進行 前半は、基礎的知識の正確な理解かつ表現である。Q&A形式で、Aは空欄になっている。講師がQを読み上げるので、受講生がAを埋める。ここで、「理解はしているが表現できない」と感じる受講生は少なくないと予測する。しかし、「表現できない」ということは、実は「正確に理解していないこと」に原因がある。後半は、平成23年度本試験問題を素材として、「自分の頭で考えること」を体感する。これは、「法律の知識の多寡の問題」ではなく「国語力(日本語の理解)の問題」である。

基礎的知識の習得方法 有斐閣の判例六法を用いて、必要な情報を集約させる。たとえば、「明確性とは」という基礎的知識（徳島市公安条例事件）は、同六法の「判例索引」を用いて検索する。検索したのち、「消えるラインマーカー及びボールペン」を用いて、印をつける。その際、色分けすることにより、どのような情報（たとえば定義は黄色）であるかを特定する。

憲法ガイダンス Q & Aに挑戦！

Q 1 平成 2 1 年度本試験問題 設問 1 X 側の主張 最初の攻撃対象は処分か法令か？

A 1

Q 2 審査委員会規則 8 条についての論述は？

A 2

Q 3 どのように合憲限定解釈をするか？

A 3

Q 4 合憲限定解釈する際の憲法論は？

A 4

Q5 合憲限定解釈を踏まえて、どのような場合に中止命令は違法となるか？

A5

Q6 Cが重体に陥った原因となった事実は、何によって明らかにするか？

A6

Q7 大学側の反論 学問の自由を制限する形式は？

A7

Q8 学問の自由と大学の自治との関係（裁判所の審査権を含む）は？

A8

Q 9 平成 21 年度本試験問題 設問 2 X 側の主張 最初の攻撃対象は処分か法令か？

A 9

Q 1 0 X が受けた停職処分は、どのような人権を侵害しているか？

A 1 0

Q 1 1 X の研究の自由が侵害されたと構成する場合の説明の仕方は？

A 1 1

Q 1 2 C の情報開示請求権（個人情報について知る利益）が侵害されたと構成する場合の説明の仕方は？

A 1 2

Q13 Cの情報開示請求権(個人情報について知る利益)が侵害されたと構成する場合の憲法論・根拠規定は？

A13

Q14 大学側の反論 「①停職処分は学問の自由を侵害する」「②停職処分は患者の自己決定権(インフォームド・コンセントを受ける権利)を侵害する」に対する反論は？

A14

Q15 「パターナリスティック」な目的による制約の具体的検討は？

A15

Q16 「第三者」に開示することによる「様々な問題の発生」とは？

A16

Q17 「法令違憲」と「適用違憲（処分違憲）」の共通点は？

A17

Q18 「法令違憲の判断」と「適用違憲の判断」とは、手法として異別の作業としての説明か？

A18

Q19 憲法の設問の構成の特色は？

A19

Q 2 0 「法令違憲の判断」と「適用違憲の判断」とは、手法として同質の作業としての説明か？

A 2 0

Q 2 1 「適用違憲の判断」をする場合、「法令違憲の判断」も必要か？

A 2 1

Q 2 2 「法令違憲の判断」をすべきか、「適用違憲の判断」をすべきかの区別の基準は？

A 2 2

Q 2 3 「法令違憲の判断」だけで足りる、それ以外の理由が想定できる場合とは？

A 2 3

Q 2 4 当該事案における違憲の理由として、当該事件限りの特殊な事情に基づく理由が想定できる場合における違憲判断の手法は？

A 2 4

Q 2 5 国政に関する講演会の立て看板を掲示する自由は、特殊な個別事情か？

A 2 5

Q 2 6 国政に関する講演会の立て看板を掲示する自由は特殊な個別事情だとすると、どうなるか？

A 2 6

Q 2 7 適用違憲か否かの判断の仕方は？

A 2 7

Q28 繁華街において商業広告を掲示する自由は、特殊な個別事情か？

A28

Q29 繁華街において商業広告を掲示する自由は特殊な個別事情だとすると、どうなるか？

A29

Q30 適用違憲か否かの判断の仕方は？

A30

Q31 薬事法事件において適用違憲の主張をすべきか？

A31

Q3 2 薬事法事件の事案と異なり、「人口過密であるために薬局の過当競争が起きない地域内で、既存の薬局の付近で開設許可を申請した」という事案の場合は？

A3 2

Q3 3 まちづくり条例によって、宗教団体による大規模施設の建設が制限された事案において、適用違憲の主張は適切か？

A3 3

Q3 4 「直接的制約の事例・間接的付随的制約の事例」と「法令違憲・適用違憲」の主張との関係は？

A3 4

Q3 5 「適用違憲」と「合憲限定解釈」の関係は？

A3 5

Q3 6 合憲限定解釈ができるか否かの判断は？

A3 6

Q3 7 合憲限定解釈ができない場合とは？

A3 7

Q3 8 合憲限定解釈ができない場合の処理は？

A3 8

Q39 部分違憲（郵便法違憲判決）とは？

A39